

特 記 仕 様 書

門 真 市 ま ち づ く り 部 道 路 公 園 課

委 託 名：市内幹線道路清掃業務委託

委託場所：門真市内一円

委託期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1. 本特記仕様書は、門真市が発注する市内幹線道路清掃委託に適用する。本業務の施工にあたっては、別に定める大阪府委託役務業務必携に基づくものとする。
2. 一般交通に支障をきたさないよう留意のうえ作業すること。
3. 沿道住民より直接の苦情及び意見があったときは適切に対応し、本市監督員（以下「監督員」という。）に文書をもって報告すること。ただし、緊急を要する場合は口頭による報告を認めるものとする。
4. 路面機械清掃は、本市指定区間（別紙）車道部と歩道部とする。
5. 雨天の際は、作業を中止し、その日の作業は中止するものとする。
6. 清掃時間は原則として、昼間作業の場合は 9 時から 17 時まで、夜間作業の場合は 22 時から翌日の 6 時までとする。
7. 作業月の初めに工程表を提出し監督員の承認を得ること。
8. 作業月のはじめに無記入のタコグラフチャート紙を提出し、監督員より捺印を受け、これを使用するものとする。また、やむを得ない理由により計画月日を変更した場合は、後日タコグラフチャート紙の訂正を受けること。
9. 道路清掃時では、黒板に路線名と作業日を記入して業務管理をすること。
10. 機械清掃工は、事前の路肩掃出しを行い路面の状況に応じて、散水車により適度な散水を行い、スローパーにより清掃を行うこと。なお、歩道部の掃出しと、機械清掃の困難な部分は人力作業をすること。
11. 土砂・塵芥の処分は自由処分とするが、産業廃棄物としてマニフェストの写しを提出すること。

12. 本業務作業中は、前後注意標識（黄色の回転等など作業中標示）を見やすい箇所に表示し、交通整理員を配置するなど、一般交通の支障とならないよう最善を尽くすこと。なお、事故が発生した場合は、請負者の責任により処理すること。
13. 作業完了毎に監督員に報告すること。また、手直しなど指摘を受けた場合は速やかに対応すること。
14. 作業日報、作業写真は、作業完了後すみやかに提出すること。
15. 清掃業務の路線と延長については、路線の汚損状況により変更することがある。
16. 本業務作業にあたり疑義等が生じた場合は、監督員と協議すること。
17. 門真警察署で通行禁止道路通行許可申請を行い、許可を得ること。
18. 当該業務の支払い条件は完了払いとし、請求書の受理日より 30 日以内の支払いとする。